

枚方市教育委員会
協議会会議録

令和5年（2023年）2月14日

枚方市教育委員会

第2回 枚方市教育委員会協議会 会議録					
開会	令和5年2月14日午前10時35分		閉会	令和5年2月14日午前12時00分	
案 件					
1	学校トイレ整備における基本的な考え方（案）について				
2	市立小学校の水泳授業における民間活力の活用について				
3	学校施設のエレベーター整備等に関する方針（案）について				
4	今後の枚方市の支援教育に係る進捗状況について				
5	総合型放課後事業実施に向けた取り組み状況について				
6	今後の中学校部活動の在り方について				
構 成 員	教 育 長	尾川 正洋	構 成 員	教 育 委 員	近藤 孝
	教 育 委 員	谷元 紀之		教 育 委 員	中西 悠子
	教 育 委 員	橋野 陽子		/	
説 明 員	副 教 育 長	岩谷 誠	説 明 員	放課後子ども課長	交久瀬 有里
	総 合 教 育 部 長	新内 昌子		児童生徒支援課長	齋藤 博
	学 校 教 育 部 長	位田 真由子		教 職 員 課 長	高山 和子
	総 合 教 育 部 次 長	大西 佳則		教 育 指 導 課 長	井手内 太吾
	総 合 教 育 部 次 長 (新しい学校づくり担当) 兼 学校教育部次長 兼 学校教育室長	高橋 孝之		都市整備部次長 兼 施設整備室長	中村 克俊
	学校教育部教育支援室 長兼総合教育部副参事	木村 聡		都市整備部建築課長	津熊 聖博

	総合教育部 新しい学校推進室長	山下 功			
	教育政策課長	山下 恵一	記録	教育政策課課長代理	高松 健大
	新しい学校推進室課長	畑中 徹		傍聴の人数	7人

○尾川教育長 教育委員会協議会を開会いたします。

事務局からの報告案件ですが、案件1について説明をお願いいたします。津熊建築課長。

○津熊建築課長 案件1、学校のトイレ整備における基本的な考え方(案)についてご説明いたします。協議会資料の1ページをご覧ください。

「1. 政策等の背景・目的及び効果」でございますが、近年、学校のトイレについては、より良い環境整備が求められており、本市においても令和5年度までに枚方市立小中学校の校舎における洋式化・ドライ化・ユニバーサル化の整備完了に向け取り組んでおります。

その後の取り組みとして、令和6年度以降の整備内容等を検討するために、学校のトイレを主に使用している児童生徒、教職員、保護者を対象としたアンケート調査を実施いたしました。その結果を受け、校舎内のトイレにおけるからかいや多様化する人権課題、更には避難施設としてのトイレとして、より多くの児童生徒等がよりストレスなくトイレを使用できることを目的とした「学校のトイレ整備における基本的な考え方」(案)を作成いたしましたので、その内容についてご報告するものでございます。

協議会資料2ページをご覧ください。

「2. 内容」につきましては、資料1として「学校のトイレ整備における基本的な考え方」(案)を添付しており、その概要版によりご説明いたします。

協議会資料5ページの概要版をご覧ください。

「背景・目的」につきましては、先ほどご説明させていただいた通りでございます。その下の左側、主なアンケート調査結果をご覧ください。児童生徒について、「大便をガマンする」が約3割、「学校の洋式便器で小便は座ってする」が約6割、「学校で小便をするとき洋式トイレを使う」との回答が約2割でございました。

次に教職員について、「排便をガマンすることによる健康障害が見受けられる」が約2割、「トイレにまつわるいたずらやからかいが見受けられる」が約4割、「子ども達が学校でガマンせず安心してトイレをするためにはどのような教育が必要か」との質問に対して、トイレの使い方マナー教育や、排せつすることの大切さ、恥ずかしいことではないという教育については約7割、トイレでのバリアフリーや多様な性についての教育が約5割となっております。

次に、保護者について、「子どもが学校のトイレをガマンすることで健康被害につながっていると感じる」が約6割、「子どもから学校のトイレについての悩み事を聞く」が約3割となっております。なお、男子トイレにおいて洋式トイレを使用する場合は、児童生徒、教職員、保護者のいずれについても少数派となっております。

次に、廊下からトイレに入る扉の必要性についての質問に対しては、児童生徒の46%があったほうがよい、教職員の50%がないほうがよいとの結果となりました。理由として、約8割の児童生徒がプライバシーの問題としております。教職員につきましては、約9割がいたずらやからかいにすぐに気づけるからとしております。

次に、子どもたちが安心して使用できるトイレに関しては、児童生徒と教職員は、小便器間に間仕切りがついたトイレが最も多い結果となりました。保護者につきましては、男子トイレに小便器がない個室化が最も多い結果となりました。

次に、「男子トイレで小便器がない個室化のトイレをどう思うか」と聞いたところ、児童生徒・教職員・保護者共に「とてもよい、よい」が「とてもよくない、よくない」を上回る結果となりました。

次に、これらのアンケートでは、男子トイレの個室化に肯定的な意見が多い結果となっておりますが、一方で否定的、どちらともいえないとの意見も一定数ございました。また、実態として男子トイレにおける小便時に洋式トイレを使う人が少数派として出ていることが分かりました。これらのことから「いろんな人がいて、いろんなトイレがある」という偏見を持たない人権教育を進めると共に、多様なトイレ整備を進める必要がございます。

このような結果等を受け、基本方針として、校舎内のトイレにおけるからかいや多様化する人権課題、更には避難施設としてのトイレとして、より多くの児童生徒等がよりストレスなくトイレを使用できることを目的として、「インクルーシブ化・ユニバーサル化」「バリアフリートイレ」「避難所としてのトイレ」に関する考え方を大切に、SDGsの理念に基づいたトイレ環境を整備してまいります。

次に、基本方針を実現するための取り組みについてご説明いたします。

まず、「1. インクルーシブ化・ユニバーサル化」につきましては、主な課題として表にお示ししております。この一覧表の課題、「トイレにまつわるからかい等」につきましては、1つ目の「大便をすることによるからかい」は男女共通の課題でございます。2つ目の「いつも個室に入ることによるからかい」につきましては、男子トイレ特有の課題となっております。

この課題に対する配慮である赤丸2点目、トイレにまつわるからかい等に対する配慮として、男子トイレについて、原則各系列で1フロアのみを個室化とし、その他のフロアにつきましては小便器を設置することで多様なトイレ整備を行ってまいります。なお、個室化とするフロアにつきましては、設計段階において各学校の状況により協議の上決定することといたします。

次に、大便を我慢すること、からかいやいたずら、汚れに対する配慮につきましては、まずソフト対応として、「トイレの使い方マナー教育」「排せつすることの大切さ、恥ずかしいことではないという教育」「トイレでのバリアフリーや多様な性についての教育」が教職員からのアンケート結果からも必要となります。

次に、ハード対応として、児童生徒が安心して使用できるトイレとするために「小便器間に仕切りを付ける」「汚れが付きにくく、清掃性のよい建材・設備を採用する」「感染防止対策を施す」、これは自動水栓とすることで、きれいに洗った手で蛇口に触れることがなくなります。児童生徒がより安心して使用できるトイレとなるよう、ソフトとハードの両面から対応してまいります。

次に、基本方針の2つ目、バリアフリートイレについてでございますが、まず主な課題とし

では、バリアフリートイレはスペース上の問題から数多く設けることができなく、使用者が集中してしまうと、車いす使用者、オストメイト、妊婦、男女トイレの使用に抵抗感のある性的マイノリティの方たちなど、本当に必要としている人たちが使いたいときに使えなくなってしまうといった課題がございます。

右上に移りまして、社会的背景として、バリアフリートイレと呼ばれるようになった経緯を整理しておりますのでご確認ください。この課題に対する整備内容として、温水洗浄便座付き洋式トイレ、非常時の呼び出しボタン、車いすに乗ったままでも使用できる洗面台等を設置したバリアフリートイレを各階に整備することといたします。

次に、3つ目の基本方針「避難施設としてのトイレ」についてでございます。校舎内のトイレは、災害時において避難施設のトイレとしての役割を担うこととなります。主な課題は、高齢者や車いす利用者に負担となる和式トイレや、災害時に必要なトイレ個数の確保でございます。なお、このトイレ個数の確保につきましては、内閣府の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」において、校舎内の個室となっている洋式トイレを災害時の避難施設としてのトイレとして個数に含めることができると示されております。このような課題に対する整備内容として、前項の基本方針1・2「インクルーシブ化・ユニバーサル化」、「バリアフリートイレ」に準じて、洋式トイレとバリアフリートイレの整備を継続的に進めてまいります。

次に、「学校のトイレに関する教育」として、記載の内容にて人権教育と道徳教育を充実することで、ソフトとハードの両面の視点から取り組んでいくことといたします。

協議会資料の2ページに戻りまして、「3.実施時期等について（1）経緯」につきましては記載のとおりでございます。

3ページ「（2）今後の取り組み」につきましては、2月に教育子育て・建設環境委員協議会、両委員協議会へのご報告の上、3月に「学校トイレ整備における基本的な考え方」を策定する予定としております。

4ページに移りまして、「4.総合計画等における根拠・位置づけ」「5.関係法令・条例等」及び「6.事業費・財源及びコスト」につきましては記載のとおりでございます。

学校トイレ整備における基本的な考え方（案）についてのご説明は以上でございます。

○尾川教育長 ありがとうございます。それでは、この件につきましてご意見、ご質問等ございませんか。谷元委員。

○谷元委員 本当にいろいろな角度からトイレのことを考え生徒からの意見、それから、先生からのアンケートの結果もご説明いただきました。ありがとうございます。

今の説明にもありましたけれども、資料の26ページのところですが、プライバシー対策ということで、廊下からトイレに入るところに扉があった方がよいかのアンケートから、児童生徒は「あったほうがよい」が46%で、教職員は「ないほうがよい」が50%という結果でちょっと違うかなと思います。「トイレ内が密室空間とならないよう、扉なしを基本とし、小便器を設置する場合には、小便器間に間仕切りを設ける等でプライバシー対策をします。」とあり

ますが、扉の設置に関して、児童生徒と教職員の考え方の違い、このことをどのように捉えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○尾川教育長 津熊建築課長。

○津熊建築課長 児童生徒につきましては、プライバシーを守れるからとの理由で扉が「あったほうがよい」と答えております。また、「安心できるトイレは？」と聞いたところ、「小便器間に間仕切りがついているトイレ」が最も多い回答となりました。もちろん大便器を使用することについてもプライバシーを感じることはありますが、隣同士また廊下から見通せる小便器を使用することに抵抗を感じており、仕切りをつけることで安心を得られることが今回わかりました。

一方で、教職員は「からかいやいたずらにすぐに気づけるから」との理由で扉が「ないほうがよい」と回答されております。このことを重要視いたしまして、扉なしを基本とするものでございます。

いずれにいたしましても、人権教育の推進とセットで取り組みを進めてまいります。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 まず、意見ですけれども、小便器と、それから小便器の間の間仕切りというのはプライバシー対策として私は必要だと思います。今はほとんどないですよ。だから、その辺も、からかいのときにやっぱりあるのとないとは違うのかなという気がしています。

それから、トイレというのは、そもそもプライバシーが守られていないといけないと思うんです。

同時に、トイレの入り口の扉については、衛生面を考慮すればなるべく接触をなくす必要があるというふうに思います。なので、両立させるためには、扉なしが基本でいいと思います。

また、教職員のトイレも本来は扉なしがいいのかなと考えますけれども、スペースの確保が難しいということもあって、現状は扉が設置されているという状態だと思ってます。

児童生徒、教職員にとっては、平日の8時間、1日の3分の1は学校で生活しています。費用はかかりますが、毎日過ごす生活空間が快適であることは非常に大切なことであり、必要な措置であると思います。児童生徒、教職員、それから保護者、地域の人が来られたときも、ストレスなくトイレを快適に使用できるよう、今後も整備を進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○尾川教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今回の整備方針は、令和6年度以降のものということで、令和5年度で一旦今の体制は完了ということでもよかったですね。(津熊課長のうなずきあり)各学校を回ってますと、やはりトイレ改修をしていただけてすごい良かったという声を非常に多く聞いております。今、谷元委員からも指摘がございましたけれども、本当に子どもたちが長く過ごす場所の中の健康のためにも必要な場所ということで、こうした方針でしっかり整備を進めていきたいと思っております。

また、こうした取り組みを進める中で、災害対応ということもございましてけれども、学校ともよく相談しながら、何階にどのトイレを整備するのかというのは、これはバリアフリーとの関係、次のエレベーター整備とも関連してまいりますけれども、そういったことも含めながら、

学校としっかり相談しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本件に対するご意見、ご質問は、この程度にとどめたいと思います。

続きまして、案件2「市立小学校の水泳授業における民間活力の活用について」説明をお願いいたします。山下教育政策課長。

○山下教育政策課長 「市立小学校の水泳授業における民間活力の活用について」ご説明いたします。

案件資料の6ページをご覧ください。

「1. 政策等の背景・目的及び効果」ですが、市立小学校の水泳授業における民間活用につきましては、児童の泳力向上を図るため、併せて、水泳授業に係る業務の改善や学校プールの維持管理費用の縮減につなげるため、令和4年度を実証期間として取り組んできました。このたび、令和4年度の小学校6校における事業効果や課題の検証結果のほか、令和5年度以降の取り組み予定を報告するものでございます。

案件資料の7ページをご覧ください。

「2. 内容」、「(1) 令和4年度の効果・課題の検証結果」でございますが、本事業の検証を行うため、事業実施校の教員と児童向けにそれぞれアンケートを実施し、おおむね次のような結果が得られました。

まず、児童の泳力向上効果につきましては、9割以上の教員から「児童の泳力が向上した」との回答がありました。また、同じく9割以上の児童が「泳ぎやすかった」と回答し、そのうちの6割以上が「指導がわかりやすい」と回答しました。教員からは「専門的でわかりやすい指導」、「泳力別指導で泳力の底上げが図れた」「日頃休みがちな児童も水泳授業日は登校していた」等の意見がございました。

次に、業務改善効果についてですが、民間プール施設を利用することで、注水、水質検査、ろ過機の操作等、毎日1時間程度かかる学校プールの維持管理業務が不要になります。アンケートでは、9割近い教員が「業務改善が図られた」と回答しています。また、教員の入水が不要で疲労も軽減され、水泳授業のあとの授業や業務が充実できたとの意見もありました。

案件資料の8ページをご覧ください。

その他の効果としましては、屋内型施設で授業を行うことで、天候に左右されずに計画どおりに課程を消化できたという意見がありました。また、専門スタッフによる指導から学んだことは、転任先での教員自身の指導にも生かせるとの意見もございました。

一方で、本事業の課題といたしましては、学校施設間の移動について触れるものがあり、移動時間が一定せず、前後の授業時間や休み時間との調整が必要となるケースがあったとの意見や、移動時間が有効に生かしていないとの意見がございました。

また、指導と評価に関する課題として、指導を民間スタッフが担い、評価を教員が担うことによる、双方の目線合わせの難しさに触れる意見もありました。アンケート結果はおおむね以上のおおりにございますが、児童の泳力向上と教員の業務改善についてはその効果が顕著に表れております。また、民間施設を利用することによる費用の縮減についても、学校プールを永続的に維持管理していくことと比較すれば、1校当たり年額200万円以上の効果が見込まれます。

なお、課題として挙がっていた移動時間については、バスでの移動中に過去や当日の授業内

容を説明することで、移動時間も指導時間として活用したという他市の事例などについて、今後、検討を行う考えです。また、指導と評価に関する課題につきましては、利用施設と単元計画を共有し、評価の着眼点などの事前打ち合わせを密に行う等の取り組みにより改善を図ることで当面の課題解決を図ってまいります。

これらのことから、効果が課題よりも大きいと考え、本事業は、令和5年度以降、拡充の方向で実施していきたいと考えております。

案件資料の9ページをご覧ください。

なお、効果検証の詳細につきましては、資料2「令和4年度の小学校水泳授業における民活事業に係る効果検証」にお示ししておりますが、説明につきましては、恐れ入りますが省略させていただきます。

以上の効果検証を踏まえまして、「(2) 令和5年度以降の取り組み」としまして、今後は、民間施設を利用する学校数の上積みにより費用の縮減効果を高めていきたいと考えています。その上で、令和5年度の事業実施校の選定については、漏水等により改修が必要となっているプールのある小学校を最優先にするとともに、今後、本事業を計画的に展開していくためには、受託できる民間施設を増やし、全体の受入れ許容人数を見極めることが不可欠なため、現在、本事業を新たに受託する意向がある民間施設の近隣校を優先し、令和4年度の6校に5校程度を加える予定としております。そして、令和6年度以降も、民間施設が急遽使用できなくなる場合等に備えて、一定数の学校プールをセーフティネット確保の観点から残しつつ、民間施設の利用を中心として民間活用の推進を図りたいと考えております。

10ページをご覧ください。

なお、今後、各民間施設の受入れ意向や受入れ許容人数を見極めた上で、民間活用のスケジュールや実施手法等を示す推進計画の作成に取り組んでまいります。

「3. 今後の予定」といたしましては、本日、ご協議させていただき、今後、市議会の教育子育て委員協議会でご意見を伺ったのち、3月定例月議会に提出する当初予算に事業経費を計上し、4月から事業の発注、6月から事業実施に取り組む考えでございます。

次のページをご覧ください。

「4. 総合計画等における根拠・位置づけ」、「5. 関係法令・条例等」につきましては、記載のとおりでございます。「6. 事業費・財源及びコスト」につきましては、令和4年度の事業実施校6校分に加え、令和5年度からの新規実施の見込み校数5校分の委託料3,865万7,000円と、施設と学校間の移動に使用するバスの賃借料547万8,000円の合計額4,413万5,000円をお示ししております。財源は、一般財源でございます。

説明は以上でございます。

- 尾川教育長 では、この件につきましてご意見、ご質問等ございませんか。谷元委員。
- 谷元委員 今ご説明いただいた中で、9ページのところに(2)令和5年度以降の取り組みの中に、「令和4年度の6校に5校程度を加えることとします。」とありますが、これは合わせると11校なんですね。11校では、枚方市の全小学校44校の4分の1程度ということになります。校数をもう少し増やすことはできないのか、お伺いしたいと思います。
- 尾川教育長 山下教育政策課長。
- 山下教育政策課長 令和5年度の本事業につきましては、施設までの移動時間が10分程度とな

る学校数が限られている中で、民間施設の受入れ体制の準備に関して、引き続き協議が必要であったこと等から、令和5年度から新たに事業を実施する学校の数については、令和4年度と同程度の5校となったものでございます。

令和6年度以降におきましても、引き続き民間施設と調整しながら事業の拡充を図ってまいりたいと考えております。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 アンケート調査の結果を見ましても、9割を超える教員が児童の泳力が向上し、従来よりも運動量が多くなったと回答しています。また、児童の満足度も高く、特に屋内プールを活用した学校は、雨や暑さなどの天候に左右されたり、暑い日差しを心配したりすることなく予定どおり実施することができたようです。指導する教員にとっては、身体的な疲労の軽減や業務負担の改善を図ることができたというふうに言っております。

また、先ほどもありましたが、計算上、1校当たり200万円以上の費用効率、削減になることが認められるということなんですけれども、児童の泳力向上、それから健康面、安全面、安心な屋内プールでの水泳というのは、教員の業務負担の削減などそれも含めて考えれば、費用対効果と言いますか、それは非常に大きいのではないかなと思います。民間事業者の受け入れの意向とか、あるいはキャパの問題とか、いろいろと事情もあるとは思いますが、令和5年度以降の取り組みについては、もう少し校数を増やしていただければなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。中西委員。

○中西委員 私も全国で水泳を指導する際に、子どもたちの泳力の低下がものすごく感じられます。枚方市においても同様で、過去2年間コロナ禍で水泳の授業が行われていない現状で、今回この民間活力の活用の際に水泳指導を見学させていただきましたが、子どもたちの見学者がとてもしっかりと、すごいプールに入りたい様子や、そしてとても楽しそうに泳いでいる姿を見受けました。教員の負担軽減と、あとは児童の満足度はとても高いことから、できるだけ今後も事業の拡充をお願いしたいと思います。

以上です。

すみません、言い忘れました。今年度、水の事故も起きましたので、拡充の方向でお願いしたいと思います。

○尾川教育長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今、お二人の方からご意見いただきましたけれども、泳力向上というところを中心として、また、教員の負担軽減にもつながるといことになりますので、これはぜひ進めていきたいと思っております。

あと、課題としましては、やはり受け入れ事業者との調整といったところがございます。そういう意味では年間を通じた計画の立て方ということも検討していかないといけないと感じています。どうしても、夏にやりたい学校が出てくるかとは思いますが、夏だけにこだわると、受け入れ事業者との調整が現実的には難しくなってくるところもあると思っておりますので、そうい

ったことも合わせて検証しながら進めていきたいと思っております。

それでは、本件に対するご意見、ご質問は、この程度にとどめたいと思います。

ここで、1時間程度経ちましたので、11時15分まで休憩をとりたいと思います。10分程度休憩ということで、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○尾川教育長 教育委員会協議会を再開いたします。

次に、案件3「学校施設のエレベーター整備等に関する方針（案）について」説明をお願いいたします。山下教育政策課長。

○山下教育政策課長 それでは、「学校施設のエレベーター整備等に関する方針（案）について」ご説明いたします。

案件資料の12ページをご覧ください。

「1. 政策等の背景・目的及び効果」についてですが、「学校施設のエレベーター整備等に関する方針（素案）」では、エレベーターが整備されていない全ての小中学校を対象に、計画的にエレベーターを整備していくことをお示したところでございます。このたび、方針（素案）について、パブリックコメントを実施しましたので、その結果とご意見等を踏まえて修正した「学校施設のエレベーター整備等に関する方針（案）」を報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

「2. 内容」ですが、パブリックコメントは令和4年12月12日から、令和5年1月13日まで実施し、39人から83件の意見が寄せられました。ご意見の要旨と教育委員会の考え方につきましては、恐れ入りますが、別添の資料3「学校施設のエレベーター整備等に関する方針（素案）」についてのパブリックコメント（結果公表）をご覧ください。

資料3の一覧では、いただいたご意見の内容に応じて、AからGの7つの分類を行っております。一つ目の分類が、1ページ目の「A整備ペースに関するもの」で、全部で36件あります。2つ目が、3ページの「Bエレベーターの必要性に関するもの」が15件、3つ目として、4ページの「Cエレベーターの利用方法に関するもの」が9件、4つ目として、5ページの「Dエレベーター設置の周知」に関するものが4件、同じページの「Eバリアフリー全般について」が2件、同じページの下段、「Fエレベーター利用の安全性について」が3件、次のページに移りまして、6ページの「Gその他」が14件となっております。

特に多かったご意見としましては、「A整備ペースに関するもの」で、例えば「国の補助が拡充されている2025年度までに」や「5年以内」のように、終期を具体的に提示して求めるものや、時期の明示はないものの「速やかに」「早急に」「一刻も早く」「大至急」等と書かれているものがございます。

また、「Cエレベーターの利用方法に関するもの」については、障害のある方だけでなくけがをしている人や高齢者、ベビーカーの利用者など、必要とする人は誰でもエレベーターをえる運用にするべきといったご意見、そのほか、「Dエレベーター設置の周知」についてもご意見をいただいております、これらのご意見を踏まえ方針（素案）を修正いたしました。

次に別添資料4、「学校施設のエレベーター整備等に関する方針（案）」をご覧ください。

ここでは、パブリックコメントでのご意見を受けての方針（素案）からの変更点をご説明させていただきます。

3ページに移っていただきまして、中ほどの網掛け下線部分でございますが、「これまでどおり、校舎の建て替えや長寿命化改修を行う際にはエレベーターの設置を含めた整備を進める」旨を追記しています。

その下、「整備の周知等」の項目を追加し、「エレベーターの整備が完了している学校や年次計画に基づく整備予定校については、入学見込みのご家庭などエレベーターを必要とされる方に情報が届くよう、十分な周知を行う」こと、また、エレベーターの利用方法に関して、「設置されたエレベーターについては、要配慮児童生徒の移動時だけでなく、地域の方々が来校される際や、荷物を安全に運搬する必要がある場合など、必要な場面で利用できるよう有効活用を図る」ことを追記しております。

次に、同じページの下段「当面の対応等」の項目の3行目から、「特に、要配慮児童生徒の在籍校への整備が完了するまでの間は、2校程度のペースに限らず、整備の加速化を図ります。」という文言を追加し、整備ペースに対するご意見を踏まえた内容とさせていただきます。

なお、パブリックコメントのご意見の中でも、医療的ケアを必要とする要配慮児童が現に在籍する学校については来年度にはエレベーターを設置すべきとのご意見があり、現在、医療的ケアを必要とする要配慮児童生徒の在籍校でできるだけ早急にエレベーターの供用を開始することを目指して、令和5年度から6年度にかけて樟葉小で整備工事を、また、令和5年度に交北小、中宮小、楠葉中の3校分の設計委託を行う予定としております。

案件資料の13ページにお戻りください。

「3. 実施時期」ですが、本日、ご協議させていただいた後に、市議会の教育子育て委員協議会を経て、3月定例会で予算案を提出いたします。その上で、3月に教育委員会定例会で「学校施設のエレベーター整備等に関する方針」を策定する考えでございます。

次のページでございます。

「4. 総合計画等における根拠・位置づけ」、「5. 関係法令・条例等」につきましては、記載のとおりでございます。

「6. 事業費・財源及びコスト」についてでございますが、令和5年度に、既に設計が終わっている樟葉小学校のトイレ増設工事を含むエレベーター整備工事費が4,000万円、これは工事全体額として2か年で1億4,000万円の予算額で、令和6年度の債務負担行為額として1億円を計上する予定です。また、交北小学校、中宮小学校及び楠葉中学校の設計費として、1,411万2,000円を計上する予定です。

15ページに移っていただきまして、令和6年度は、樟葉小学校の工事費がトイレ整備を含め1億円、交北小・中宮小・楠葉中の工事費として1億5,000万円を計上予定です。この3校の工事費につきましては、国庫補助金2,550万円が充たる見込みです。また、令和6年度には設計費として、2校分1,000万円を予定しておりますが、今後、策定する方針に基づく年次計画に沿った校数分の予算を計上する予定でございます。ランニングコストにつきましては、点検委託料として、エレベーター1基あたり、年額100万円が必要となる見込みです。

「7. その他」として、ご覧のとおり添付資料をお示ししております。

説明は以上でございます。

○尾川教育長 ありがとうございます。この件につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。近藤委員。

○近藤委員 意見を述べさせていただきます。

方針素案で示されました年に2校程度ずつというエレベーターの整備ペースにつきましては、先ほどお示しいただいたパブリックコメントでも多くの意見が寄せられております。学校施設につきましては、新校舎の建設、あるいは長寿命化改修等、多くの大型整備案件が控えており、実施体制の確保などに課題があることは十分承知しておりますが、一方で、要配慮児童生徒やその保護者からの切実な訴えに接すると、やはり少しでも早く多くの学校にエレベーターが整備されてほしいという思いを抱かずにはおられません。

今回、パブリックコメントでも寄せられた意見を受けて、方針案では要配慮児童生徒の在籍校への整備が完了するまでの間は、年に2校程度というペースに限らず整備の加速化を図るというように記載していただきました。私としても、整備の加速化によって少しでも早く多くの学校にエレベーターが整備されるようお願いしておきます。よろしくお願いいたします。

○尾川教育長 ありがとうございます。少しでもこのエレベーター整備のペースを加速していきたいと思っております。しかし、一方で、コロナ禍の影響が出ていることもあるかと思うのですが、資材の確保などで少し課題があるという話を聞いております。何かその辺の情報があればお願いいたします。中村都市整備部次長。

○中村都市整備部次長 施設整備室、中村と申します。先ほど、教育長からお話がありましたけれども、エレベーターを製造しているメーカーなどから一定の聞き取りをさせていただいているところです。やはり、今、エレベーターに限らず例えば自動車とかでも半導体不足というのが非常に叫ばれている中、それと合わせて、職人さんの不足が業界としても課題だということも聞いています。

その中で、エレベーターの整備、これは当然に都市整備部が担うところなのですが、そういった課題につきましては、十分に承知しているところですが、やはり市でコントロールできる部分ではないという状況です。一方、その中でも、エレベーターを必要とされる児童さん、生徒さんがおられること、そちらも十分理解しているところでございます。

そのような状況の中、引き続き、少しでも早く整備ができるように効率的なスケジュール、あとは当然財源が必要となってまいりますので、その確保を図りつつ、今後の社会経済状況を見極めながら整備に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。課題はあるものの、しっかり進めていきたいと考えております。

また、先ほど資料3のパブリックコメントのところにも記載いただいておりますけれども、国に対しての補助対象工事範囲拡大ですとか、補助率かさ上げ期間の延長など、財政支援の拡充につきましても、先ほど教育長報告でも申し上げましたが、文部科学省のほうに要望してきております。また、引き続き、要望活動は続けていきたいと思っておりますので、改めてよろしくお願いいたします。

そのほか、ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本件に対するご意見、ご質問はこの程度にとどめさせていただきます。

続きまして、案件4「今後の枚方市の支援教育に係る進捗状況について」説明をお願いいたします。齋藤児童生徒支援課長。

○齋藤児童生徒支援課長 「今後の枚方市の支援教育に係る進捗状況について」ご説明いたします。資料16ページをご覧ください。

「1. 政策等の背景・目的及び効果」ですが、今後の枚方市の支援教育につきましては、これまでの教育子育て委員協議会をはじめとした市議会からのご意見、保護者からのご要望等を踏まえ、9月22日に教育委員会においてその方向性について定めたところです。

このことにつきまして、その後の就学相談の結果を基にした次年度の支援学級設置の状況や今後の取り組みについて、改めて報告するものでございます。

「2. 内容」の(1)につきましては、令和5年度の支援学級数、児童生徒在籍数、通級指導教室数、通級指導教室利用児童生徒数について、現在予定の数を表したものです。令和5年1月31日現在の数値になりますが、各校種3段目をご覧ください。令和5年度支援学級数は、小学校290学級、1,743人在籍、中学校95学級、515人在籍の予定であり、令和4年度と比べますと、小学校9学級51人増、中学校2学級28人減となっております。

通級指導教室につきましては、小学校22教室、288人、中学校21教室、133人利用予定です。令和4年度と比べますと、小学校9教室84人増、中学校19教室123人増となっております。小中学校それぞれ真ん中の段にあります令和4年7月時点の令和5年度の見込み、学級数等から大きく数値が変わっておりますが、これは7月時点では自校通級指導教室を全小中学校に設置する方針であったこと。また、支援学級に在籍する場合は、文部科学省からの通知にのっとり、週の半分の授業時間数は支援学級で学習するという方針を示していたときの数値となっているためでございます。

17ページをご覧ください。

「(2) 特別支援教育支援員の確保に向けた取り組みについて」です。支援員につきましては、新設の自校通級指導教室を設置予定の学校に配置するとして募集しているところです。11月に29名程度の募集を行い8名採用予定といたしました。また、1月広報にて再募集を行い5名を採用予定です。さらに、2月に再募集を行い今後採用試験を行う予定です。

合わせて、当初は特別支援教育支援員を通年雇用の資格なしのみで募集をしておりましたが、通年雇用の資格あり、資格なしの2区分及び短期雇用の資格あり、資格なしの2区分、合計4区分に応募要件を整理し募集を行っております。

さらに、特別支援教育支援員に事前に研修を実施できるよう雇用時期を前倒しし、特別支援教育支援員の業務内容、役割、主な障害の特性の理解と支援、学校・学級での支援の仕方等の内容で3月より研修を実施予定です。

次に、「(3) 支援教育に係る審議会等について」ですが、支援教育充実審議会（仮称）の委員に医学、臨床心理、教育学、福祉、法律学等の委員を選定し、専門的見地からご意見を伺うとともに、保護者につきましては、4名程度になるよう人選について枚方市PTA協議会と協議中です。

審議内容としましては、これまでの本市の支援教育の現状及び課題の総括を踏まえ、就学に関わる手続について、支援学級の対象となる児童生徒について、特別な教育的配慮を要する児童生徒に対応する柔軟で多様な学びの場について等、幅広くご意見を頂戴する予定です。審議事項によって

は、結論が出た時点で予算等の検討をまいります。

18 ページをご覧ください。

「3. 今後の予定」につきましては、特別支援教育支援員の研修を3月に前倒しして行うことを新たに加えておりますが、他は前回の協議会からの変更はございません。

「4. 総合計画等における根拠・位置づけ」、「5. 関係法令・条例等」、19 ページ、「6. 事業費・財源及びコスト」については、記載のとおりです。

以上、簡単ではございますが、今後の枚方市の支援教育に係る進捗状況についてのご説明といたします。

○尾川教育長 ありがとうございます。それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。谷元委員。

○谷元委員 今、進捗状況について説明いただいたんですけども、2点質問させていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、来年度からの中学校全校と小学校9校に通級指導教室が設置されたり、特別支援教育支援員の配置がされたりと、枚方市の支援教育のあり方が大きく変わると思いますが、来年度に向けての各学校の準備状況について教えてください。

○尾川教育長 齋藤児童生徒支援課長。

○齋藤児童生徒支援課長 通級指導教室が新たに設置されるに当たりまして、中学校では教校が、他市への視察、また市内既設の通級指導教室への見学を行っております。また、小学校の教校におきましては、指導主事を講師とした支援教育研修を行い、改めて個別の教育支援計画の作成等に課題があることを確認するとともに、4月からの運営に向けて個別の教育支援計画の作成等を進めているところでございます。

どの学校におきましても、4月当初よりスムーズな運営ができるよう、支援教育についての理解を深めることや、個別の教育支援計画の作成等の準備が必要となっております。そのために、教育委員会では、教育支援ソフトの導入や支援教育ガイドブックの作成を進めております。次回の校長会で教育支援ソフトや支援教育のガイドブック（案）について示す予定です。

そのほかにも、通常の学級におけるユニバーサルデザインによる授業づくりに積極的に取り組むなど、障害のある児童・生徒への理解を深め、全校的な支援体制を確立するために、新設が予定されている各学校と連携を取りながら教室備品等の教室環境の整備を進めているところでございます。

以上です。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 ありがとうございます。通級指導教室を設置することによって、配慮を必要とする児童・生徒の個々の状態に合わせた支援が必要となり、準備状況を聞いていますと、小学校、中学校教校ということで、学校間で課題意識に差があるように思います。課題の中には、個別の教育支援計画の作成も含まれているようですが、予定されている教育支援システムの導入に向けた準備状況を教えてください。

○尾川教育長 齋藤児童生徒支援課長。

○齋藤児童生徒支援課長 個別の教育支援計画の作成につきましては、支援学級在籍児童生徒及び通級指導教室利用の児童生徒の個々の状態に合わせた計画を作成する必要がありますので、

教育支援ソフトを活用することでより質の高い支援につながると考えております。

教育支援ソフトにつきましては、契約課による入札手続を終えまして、株式会社リタリコが提供するリタリコ教育ソフトをフジイ学習社とのライセンス契約において導入することとしております。

導入までのスケジュールといたしましては、現在、担当者間での打ち合わせを行いつつ、今月末の校長会、また教頭会において株式会社リタリコの担当者からの概要説明を行う予定です。その後、3月に教職員対象の説明会を行い、説明会と並行して年度内に各学校での活用ができるように進めているところでございます。

以上です。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 各学校の準備状況や支援教育のソフトの導入について取り組みを進めていただけることは分かりました。

先日の教育委員会のブログを見ますと、津田小学校で支援教育にかかる校内研修の様子が掲載されており、課題に応じた手だてやアセスメントについて話し合い、それが公表されてきました。来年度に向け、配慮を要する児童生徒の状況をしっかり把握するとともに、個に応じた教育的ニーズに合わせた授業づくりと、全校的な支援体制の確立に向けた取り組みを進めていただきたいと考えます。

来年度は、小学校に自校通級指導教室のモデルとなるような学校を複数校設置すると聞いています。これまでの本市の支援教育の現状や課題を総括し、来年度設置する支援教育に係る審議会で専門的見地からのご意見を基に、質の高い支援教育の実現に向けて取り組んでいただくようお願いしておきます。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私から1点。特別支援教育支援員の確保の状況なんですけれども、29名に対して13名の採用予定ということなんですか。その後の変化の状況というか、今後の見込みもちょっと説明してもらっていいでしょうか。

○齋藤児童生徒支援課長 まず、通年雇用につきましては、今お示ししたところなのですが、また、2月現在試験募集を行っているところです。短期雇用につきましては、現在、11名の方にご登録いただいている状況です。また、各大学等を回らせていただいて、先日も教育長とご一緒に行かせていただいて、大学等の学生にも協力の声掛けをさせていただいているところでございます。また、行政にもご協力いただいております、役所を退職された方等にもお声かけをいただいているところでございます。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。3月から雇用を前倒して研修実施ということも含めて、4月から保護者、児童生徒が不安のないようにまずはきちりスタートさせるということを目指していきたいと思っております。

今、谷元委員からご指摘がありましたように、この支援教育の充実というソフト面もありますし、また、先ほど来出ておりますようにハード面も含めてしっかり支援教育の充実ということを図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本件に対するご意見、ご質問はこの程度にとどめたいと思います。

続きまして、案件5「総合型放課後事業実施に向けた取り組み状況について」説明をお願いいたします。交久瀬放課後子ども課長。

○交久瀬放課後子ども課長 それでは、案件「総合型放課後事業実施に向けた取り組み状況について」ご説明させていただきます。

20 ページをご覧ください。

まず、「1. 政策等の背景・目的及び効果」でございますが、記載のとおり、令和5年度から全小学校で実施する「総合型放課後事業」に向けた、この間の取り組み状況を報告するものです。

次に「2. 内容」でございますが、「(1) 総合型放課後事業委託事業者との契約について」、1月31日に委託契約を締結し、2月から順次引継ぎ保育を実施しているところです。

21 ページ、①委託契約事業者と契約額については表にまとめているとおりになりますが、契約額の総額 20 億 6,859 万 5,342 円と、予算の債務負担行為額の 30 億 1,600 万円の差につきましては、班数の増や1班の人数が基準の40人を上回った場合等の運営加配や障害児加配等にかかる経費は別途加算とする契約になっているためであり、5年間の中で児童の変動があった場合に対応できるような契約としております。

②契約期間につきましては5年間となります。

③引継ぎ保育の状況につきましては、1月に対象保護者へお知らせの配布を行い、引継ぎ保育の前に各留守家庭児童会室に事業者紹介を行い、引継ぎ保育を開始しました。3月の入室説明会でも保護者に事業者の紹介を行います。

22 ページ、「(2) 直営校における新たな運営体制について」、総合型放課後事業を実施するに当たり、直営22校における人員不足の課題解消とともに安定した事業実施が図られるよう、フルタイムの常勤職員を配置し、責任と役割を明確にした新たな運営体制を整えます。統括責任者やサブリーダーの常勤職員につきましては、午前から事務処理や労務管理を行うことで午後からの児童の保育に専念するとともに、学校や地域、関係機関等との連絡調整を行うものです。新たな体制としましては表に示しているとおりでありますが、責任ある指導的立場に立つ職と、プライベートと両立しやすい短時間勤務の支援員等を配置して体制を整えます。

「(3) 留守家庭児童会室おやつ代の公金化等について」、留守家庭児童会室のおやつ代につきましては、これまで保護者会の費用として、各留守家庭児童会室職員が一部現金で徴収しおやつの購入を行ってまいりましたが、紛失等を防止し業務の効率化を図るため、市が公金として徴収を行うとともに、調達についても一括して行うよう見直します。

23 ページ、「(4) 放課後自習教室について」、次年度より、放課後オープンスクエアの中で全ての学年において、自ら学びたい子がデジタルドリル等を使って自主的に学ぶことができる環境を用意することから、現行の小学校の放課後自習教室は今年度末をもって終了します。児童が主体的・計画的に学んだり、遊んだりできるよう、職員による声かけを行っていきます。

主な変更点につきましては、これまで各校年24回実施してきたものを、令和5年度からは学校稼働日の放課後、土曜日3期休業期と放課後オープンスクエアが開設される全日で実施することができます。対象学年としましては、これまで各小学校が設定する学年として、1学年ないし2学年、例えば3年生と4年生など限られていたところが、全学年が実施することができ

るようになります。

学習方法としましては、これまでは学習指導員を配置し、非A Iドリルとなりますが、デジタルドリルを活用し問題に取り組んだり、宿題等学校からの課題に取り組んだりしております。令和5年度からは、A Iドリルを導入しデジタルドリルを活用した問題に取り組みます。A Iドリルは自分のペースで解説動画が視聴できたり、間違いを分析して次の問題が出題されたりする等、個別最適な学びにつながる仕組みとなっています。また、宿題などの学校からの課題や、児童自身が興味を持ったことの探求などに取り組むことももちろん可能となっており、放課後に自主的に学ぶことができる環境が整ったと言えます。

24 ページ、「(5) 申込み状況等について」、留守家庭児童会室の令和5年1月31日の一次申し込み締め切り時点で4,726人となっております。昨年度の令和4年1月末の申し込み状況の4,790人と比べますと、64人の差となっております。

内訳としましては4年から6年の高学年は若干減っておりますが、2年から3年の低学年は微増となっており、1年は100人ほど減っています。全体的には保護者が就労して保育が必要な児童が増えていることや、学校ごとでは、昨年度、待機になったところが今年度さらに増加しており、住宅の開発等による児童数の増加とも関連していると考えられます。

そのほか、当初は放課後オープンスクエアの影響でもう少し減るのではないかと想定しておりましたが、放課後オープンスクエアが始まって様子を見ようという保護者も少なくないことが問い合わせ等でも想定されるところです。

放課後オープンスクエアにつきましては、新2年生から6年生までは1月18日から電子申請等で申し込みが始まっており、2月6日時点では1,083人となっております。新1年生につきましては、3月1日からの申し込み開始となります。

「(6) その他の取り組みについて」、①放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、本市の条例についても同様の改正を予定しています。そうした中、留守家庭児童会室における児童の安全の確保を図るとともに、非常時等に継続的なサービスが提供できるよう、安全に関する事項についての安全計画並びに業務継続計画を策定します。

また、②放課後オープンスクエアにつきましては、各学校と調整を図るとともに、必要な備品等の搬入を進めています。また、枚方子どもいきいき広場等の事業との調整や、安全管理上の対応等については、実施マニュアル等を作成します。

25 ページ、「3. 総合計画等における根拠・位置づけ」「4. 関係法令・条例等」につきましては、記載のとおりです。

26 ページの「5. 事業費・財源及びコスト等」につきましては、事業費の総額は、14億6,778万8,000円となり、主な支出内訳としましては記載のとおりです。また、子ども子育て支援交付金等の国府支出金、その他、保育料等を差し引きますと、一般財源としては4億5,839万円となるものです。

参考としまして、「令和5年度当初予算運営事業費」の委託、直営等別の経費等と「令和4年度当初予算運営事業費」の委託、直営等別経費を記載しています。なお、令和5年度の委

託、直営の経費を比較しますと直営の経費が高く見えますが、これは同じ22校でも班数が直営の方が多いため経費が高くなっているものです。

27ページ、「6. 今後の予定」につきましては、令和5年2月に保護者、地域団体への委託事業者紹介や引継ぎ保育を実施し、3月に、保護者を対象とした留守家庭児童会室入室説明会や、枚方子どもいきいき広場代表者会議で土曜日の放課後オープンスクエアの利用について説明を行います。また、入退室管理システムについてもテスト運用を行うとともに、3月定例月議会に枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)を提出します。そうした過程を経まして令和5年4月1日から総合型放課後事業を開始するものです。

「7. 参考資料」としまして、放課後オープンスクエアのリーフレットと放課後自習教室事業について(検証)を添付しています。検証の内容につきましては、事業の取り組みの経緯や出席状況と効果測定などの実態調査、成果や課題、今後の方向性についてまとめたものです。

以上となります。

○尾川教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

谷元委員。

○谷元委員 1点、気になっている子どもたちの安全のことなんですが、今の案件資料の24ページ「(6) その他の取り組み①」のところに、留守家庭児童会室における児童の安全確保を図るため安全計画を策定するとありますが、その概要や安全計画に基づく取り組み内容、これについて教えてください。

○尾川教育長 交久瀬放課後子ども課長。

○交久瀬放課後子ども課長 留守家庭児童会室における安全の確保に関する取り組みにつきましては、これまで「留守家庭児童会室安全管理マニュアル」に基づき実施してきたところですが、今般、国の通知に示されている訓練手法等の留意事項等を踏まえ、まずはマニュアルを整理し訓練等を実施するものであり、条例を改正して来年度中に安全計画を策定し、保護者等へも周知を図っていきます。

安全計画では、これまで、災害、不審者の侵入、施設周辺等における対応策に加え、新たに示された感染症及び食中毒等の内容も盛り込んだものを策定する予定です。このほか、国の通知内容では、留守家庭児童会室の設備の安全点検や、施設外活動等を含む留守家庭児童会室での活動、取り組み等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取り組みについての年間スケジュールを定めることになっています。

なお、研修や訓練につきましては、次年度から留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの運営を一体的に行う総合型放課後事業を実施することから、委託事業者も含め運営に関わる全ての職員が研修や訓練を受講することとし、救急法の研修や実技、また、火災、災害、不審者対応の避難訓練など、これまでの安全管理にかかる取り組みを踏まえた内容と児童会室や校門の配置等学校ごとの実態に応じ、独自に取り組む安全対策等も行うこととします。

このほか、職員だけでなく児童も参加した実践的な訓練や研修を通じて、児童の年齢、発達や能力に応じた方法で、児童自身が安全や危険を認識し、災害や事故発生時の約束事や行動の

仕方について学習し、習得できるよう、より実効性のある取り組みを行ってまいります。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 意見ですけれども、令和5年度から総合型放課後事業が、直営と委託で運営が開始になり、放課後を安全・安心に過ごせる居場所を提供することで、全ての児童が自主的で自由に遊べる、時間、空間、仲間を大切にしたい取り組みが実施されることとなります。事業者に対して、安全・安心な体制を構築するとともに、安全計画を策定し、職員の研修と訓練を実施することは、急務であると思っております。

学校では、安全に関わる研修や訓練の実施というのは、計画的に行われ、全児童を対象に授業時間の一部をそれに当てて避難訓練を実施したり、教職員を対象に救急法の実技研修や不審者対応の実技訓練をしたりと、定期的に実施する体制が整っています。

留守家庭児童会室や放課後オープンスクエアを利用する児童は、学校での教育活動が終わった後、学校生活とは異なった過ごし方をすることとなります。学校の先生ではなくスタッフと言われるような人の指示で行動をする必要があります。安心して児童が過ごせるようにするには、どのように見守ればよいのか、緊急を要する場合、安全に児童を誘導できる体制をどのように構築すればよいのかなど、研修や訓練等でスタッフの方々に周知し、身につけてもらえるよう事業者への指導と安全・安心な環境の整備、学校との連携、これを図っていただくようお願いいたします。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。そのほかはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件に対するご意見、ご質問は、この程度にとどめたいと思います。続きまして、案件6「今後の中学校部活動の在り方について」説明をお願いいたします。井手内教育指導課長。

○井手内教育指導課長 今後の中学校部活動のあり方について、説明させていただきます。

案件資料28ページをご覧ください。まず「1. 政策等の背景・目的及び効果」について説明します。現在中学校で実施されている部活動については、さまざまな教育的意義を有し、またスポーツ・文化芸術に触れ、親しむことのできる活動となっています。この学校部活動は教員が顧問として指導にあたっていますが、経験のない活動の指導をせざるを得ない状況や、休日も含めた指導や大会の引率等、教員にとっては大きな負担となっています。この度、地域との連携・協働により、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することをめざし、国において令和4年12月27日に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。本市においても、このガイドラインに基づき、学校部活動の地域連携及び地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行に向けて、保護者や学校、関係団体等と組織した協議会を設置し、意見を聴取してまいります。

次に「2. 内容」について説明します。案件資料29ページをご覧ください。(1)について、地域クラブ活動における ・指導者の質の保障・量の確保について ・施設の確保方策について ・会費の在り方について ・保険の在り方について 等、協議会において意見聴取を行い、地域クラブ活動ガイドライン「ひらかたモデル」の策定をめざします。また、(2)について、策定された「ひらかたモデル」を基に、地域クラブ活動等を活用し、一部の地域・部

活動で試行実施し検証を行ってまいります。

次に、「3. 実施予定時期等」について説明します。令和4年度については、令和3年度に実施した教職員対象の部活動に係るアンケートの結果分析、社会スポーツや文化芸術活動の推進を担う担当課と複数回、担当課会議を行い、課題の割り出し等を行ってきました。令和5年度は、協議会を開催するとともに、一部の地域・部活動の試行実施・検証を予定しています。令和6年度以降については、令和5年度の試行実施をもとに拡充し検証をしてまいります。31ページをご覧ください。「4. 総合計画等における根拠・位置付け」及び「5. 関係法令・条例等」については、記載の通りです。「6. 事業費・財源及びコスト」については、協議会について、8名、5回程度の開催を予定しており、それに基づいて試算しております。32ページをご覧ください。関連事業費としまして、現在行っております部活動指導協力者の派遣事業にかかる報償費について記載しております。

以上となります。

○尾川教育長 それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。谷元委員。

○谷元委員 2点、質問したいと思います。

まず、1点目ですけれども、29ページの2の内容のところに、(1)協議会の開催というふうを書いてあって、協議会を設置して地域クラブ活動への移行に向けて取り組もうとされているようですが、このような協議会を既に設置して取り組んでいる他市の状況があれば教えていただきたいと思います。

○尾川教育長 井手内教育指導課長。

○井手内教育指導課長 北河内6市及び、大阪府内の中核市に調査を実施したところ、現状で市の附属機関としての協議会や審議会を設置している市はありませんでした。また来年度、設置予定の市もないということでした。

各市とも、それぞれの地域に受け皿となるスポーツクラブの有無など、状況は様々であることからその進め方は異なりますが、例えば、守口市は国の委託事業を受託して取り組みを進めたり、寝屋川市では部活動の拠点校化を進めたりして、休日の部活動の地域移行に向けた取り組みを、関係課や関係団体と適宜、会議や協議をしながら進めているということでした。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 もう1点、3の実施予定時期の(1)これまでの経緯には「令和4年度については、担当課会議を行い、課題の割り出し等を行ってきた。」とありますが、改めて教えていただきたいのですけれども、どのような課題が見られたのでしょうか。

○尾川教育長 井手内教育指導課長。

○井手内教育指導課長 担当課会議であがってきた課題としましては、やはり指導者の確保及びその質をいかに保障していくか、活動施設の確保、参加者の会費のあり方、指導者及び参加者の保険のあり方等があります。これらについては、今後、担当課会議や庁内委員会において案をまとめた上で、協議会にて意見を聴取し、検討してまいりたいと考えています。

○尾川教育長 谷元委員

○谷元委員 分かりました。部活動というと、運動部を私なんかはイメージしがちですけれども、文化部にももっと目を向けていただきたいなと思います。

先ほど近藤委員の報告にもありましたが、先日の枚方市の中学校1年生が等しく文化芸術に触れる機会を創出するという目的で、中学校オーケストラ鑑賞会が枚方市総合文化芸術センターで開催されました。私も見に行かせていただいたのですが、やっぱりプロの演奏はすごいなとか、それから自分もあんなふうになりたい、音楽で人を幸せにできたらなとか、いろいろな子どもたちの意見もあって感動したというように思います。

以前から部活動の指導者の指導方法の違いというのが部活動に大きな影響を与えていると言われていて、顧問になって指導している教員の中には、全く経験のない教員も自分の意思にかかわらず指導せざるを得ない状況もあるようです。専門的な知識も経験もなく顧問になり部活動の指導をすることは、教員にとっても、生徒にとってもクラブ活動の質や技術の向上を図ることはちょっと難しいのではないかなと思います。

また、たとえ経験や実績があっても、勝利至上主義に偏った指導というのは、本来の部活動のあり方、意義ではないようにも思います。いまだに時代遅れの行き過ぎた指導が行われているような場面がテレビで報道されるのを時折見かけます。

学習指導要領には、「学校教育の一環として行われるものであり、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と明記されています。生徒が主体で自主的・自発的なクラブ活動になることが大切です。そのための最適なコーチングのあり方が今求められているのではないかと思います。

国のガイドラインを参考に、仮称「ひらかたモデル」を策定し、地域との連携・協働により、生徒がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域クラブへの移行に向けた取り組みを今後も推進していただくように、よろしく願いいたします。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。そのほか、ご意見、ご質問等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件に対するご意見、ご質問は、この程度にとどめたいと思います。

それでは、以上で本日の協議会の案件は終了いたします。